

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を，法第8条第1項の規定により保管していますので，法第8条第2項の規定により，京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2に規定する以下の事項を公告します。

平成27年2月27日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成27年1月6日	右京区	梅津徳丸町	1	—	—	平成27年1月6日
		梅津林口町	3	—	—	
		梅津北川町	4	—	—	
		梅津坂本町	3	—	—	
	伏見区	桃山町根来	—	—	1	
		深草西浦町一丁目	1	—	—	
		竹田三ツ杭町	—	—	1	
平成27年1月13日	左京区	聖護院東町	—	—	2	平成27年1月13日
	南区	唐橋羅城門町	—	—	1	
		唐橋経田町	—	—	2	
	伏見区	久我東町	1	—	—	
		久我御旅町	—	—	3	
平成27年1月23日	北区	衣笠天神森町	1	—	—	平成27年1月23日
	伏見区	石田大山町	3	—	—	
平成27年1月29日	北区	鷹峯南鷹峯町	1	—	—	平成27年1月29日
	南区	吉祥院大河原町	—	1	—	
	伏見区	羽束師志水町	—	—	1	

2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町4番地

3 連絡先

京都市都市計画局屋外広告物適正化推進室

(都市計画局屋外広告物適正化推進室)